

「届出医療等の活用と留意点」(2026 年 6 月～2028 年 5 月版)

-施設基準・人員基準等の手引き-

正誤及び追補

(2026. 9. 25 現在)

※本書発刊以降に厚労省から出された告示・通知の訂正などによる正誤・追補は、■印で示している。
今回追加分は、水色で示した。

頁		訂正箇所		誤		正													
○適時調査対策と施設基準管理のポイント																			
70	右段上から 11 行目	診療録管理体制加算では、退院時要約が全患者に作成されていないとの指摘が多い。加算「1」「2」では、14 日以内に退院時要約が作成され、中央病歴管理室に提出された者の割合が 9 割以上とされているので合わせて注意したい。… 加算「1」「2」では年間退院患者数 2,000 人ごとに 1 人以上専任の常勤診療記録管理者が必要で、うち 1 人は専従。加算「3」でも 1 人以上の専任の診療記録管理者が必要とされている。加算「1」「2」でいう常勤者は…			診療録管理体制加算では、退院時要約が全患者に作成されていないとの指摘が多い。加算「1」では、14 日以内に退院時要約が作成され、中央病歴管理室に提出された者の割合が 9 割以上とされているので合わせて注意したい。… 加算「1」では年間退院患者数 2,000 人ごとに 1 人以上専任の常勤診療記録管理者が必要で、うち 1 人は専従。加算「2」でも 1 人以上の専任の診療記録管理者が必要とされている。加算「1」でいう常勤者は…														
OB001・12 遠隔モニタリング加算																			
127	上から 7 行目	b) 前回受診月の翌月から今回受診月の前日までの期間、…			b) 前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、…														
○届出受理後の要件変動の特例																			
■ 838	⑥表の上から 5、6 行目	<table><tr><td>特殊疾患入院施設管理加算</td><td>重度障害者等受入割合</td><td rowspan="2">暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動</td></tr><tr><td>精神科急性期医師配置加算</td><td>身体合併症患者割合</td></tr></table>			特殊疾患入院施設管理加算	重度障害者等受入割合	暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動	精神科急性期医師配置加算	身体合併症患者割合	<table><tr><td>特殊疾患入院施設管理加算</td><td>重度障害者等受入割合</td><td rowspan="3">暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動</td></tr><tr><td>身体的拘束最小化推進体制加算</td><td>身体的拘束実施割合</td></tr><tr><td>精神科急性期医師配置加算</td><td>身体合併症患者割合</td></tr></table>			特殊疾患入院施設管理加算	重度障害者等受入割合	暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動	身体的拘束最小化推進体制加算	身体的拘束実施割合	精神科急性期医師配置加算	身体合併症患者割合
特殊疾患入院施設管理加算	重度障害者等受入割合	暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動																	
精神科急性期医師配置加算	身体合併症患者割合																		
特殊疾患入院施設管理加算	重度障害者等受入割合	暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動																	
身体的拘束最小化推進体制加算	身体的拘束実施割合																		
精神科急性期医師配置加算	身体合併症患者割合																		
○ A235 身体的拘束最小化推進体制加算																			
1170	下から 7 行目	※届出から 1 年を超えた場合は、身体的拘束の実施割合が 3% 以下。			※届出時及び届出から 1 年間は身体的拘束実施割合が 5% 以下。 ※届出から 1 年を超えた場合は、身体的拘束の実施割合が 3% 以下。														

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodianren.doc-net.or.jp/>)
でも紹介していきますので、ご確認下さい。

保団連正誤表

検索

<https://hodianren.doc-net.or.jp/>

